

茨城地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

茨城地区においては、令和5年9月19日からタクシー運賃の改定を実施(改定率14.18%)しましたが、これによるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数

178社 (※178社のうち、全ての運転者が役員を兼務している9社、全ての運転者が定時制乗務員である2社、全ての運転者が役員を兼務している又は定時制乗務員である1社及び全ての運転者がバスの運転者を兼務している3社については対象外とした。)

2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数：148社

110%以上	109%以上	108%以上	107%以上	106%以上	105%以上	104%以上	103%以上	102%以上	101%以上	100%以上
	110%未満	109%未満	108%未満	107%未満	106%未満	105%未満	104%未満	103%未満	102%未満	101%未満
106社	4社	5社	2社	3社	5社	5社	5社	4社	2社	7社

○賃金支給率が低下した事業者数：15社

99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	94%以上 95%未満	93%以上 94%未満	92%以上 93%未満	92%未満
—	1社	4社	2社	1社	—	—	2社	5社

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年10月～令和6年3月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和4年10月～令和5年3月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

3. 労働条件改善状況

(1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善

- ・アプリの導入 17社
- ・電子決済機器の設置 1社
- ・防犯仕切板の設置 3社
- ・社内施設の新設・改修 2社
- ・自動日報の導入 1社

(2) 手当類の創設・拡充

- ・手当類を創設 9社
- ・手当類を拡充 2社

(3) その他

- ・労働時間の短縮 29社
- ・労働者負担を廃止・軽減 2社
- ・給与規定の見直し 2社